

2024 年度 政策創造学部
在外社会科学研究所<タイ・ブーラーパー大学>
募集要項



関西大学 政策創造学部

I. 研修の概要、申込要領について

1. 研修先：タイ、ブーラパー大学 インターナショナルカレッジ
2. 研修日程：2024年8月24日（土）（22時 関西国際空港集合）～9月1日（日）
3. 滞在先：学生寮
4. 対象：政策創造学部生 2年次生以上 ※本学部生のためのクローズドクラス
5. 最少催行人数：10名（～最大20名）
※応募者多数の場合は、申込時に提出していただく「英語力を証明できる書類」をもとに選考の可能性有。
6. 参加費用：1人 約24万5000円～30万円
 - ・金額は、為替レートや燃油サーチャージ等の状況により変動します。
 - ・国際交流助成基金による支援金の対象となります。
 - ・別途、支払い手数料が発生した場合は、自己負担となります。

<費用に含まれるもの>

- ・プログラム費（授業料等）
 - ・渡航費（航空券、燃油サーチャージ、空港税）
 - ・滞在費（寮）食費含む（1日3食）
 - ・プログラム内の現地での移動費
- ※海外旅行包括保険料および危機管理サポート（関大TRS）料金、緊急時安否確認システム（日本アイラック安心サポートデスク）については、関西大学が負担します。
7. 申込方法：下記のSTEP1 およびSTEP2の両方を行うこと。
STEP1 申込書類4点をPDFで(株)留学ジャーナル（rj-osaka3@ryugaku.co.jp）へ送付
（メール受付期間：2024年5月7日（火）～5月14日（火）17時必着）

STEP2 申込書類4点の原本を郵送で(株)留学ジャーナルへ送付（専用封筒を使用）
（郵便受付期間：2024年5月7日（火）～5月17日（金）必着）

申込書類 ①2024年度 政策創造学部在外社会科学研究<タイ・ブーラパー大学>申込書
②誓約書

※①②は、学生本人および保証人の署名が必要です。

③パスポートのコピー

※未取得の場合は、研修への参加決定後、速やかに取得し、顔写真の頁を
6月25日（火）までに(株)留学ジャーナルにメールで提出してください。

※2025年2月25日まで有効なパスポートが必要（ビザ不要）。

④英語力を証明できる書類

（英検合格通知のコピー、入学時に大学で受験したGTECのスコアレポート等）

※募集要項、特に参加申込にあたっての注意事項を熟読の上、申し込んでください。

8. 支払方法：(株)留学ジャーナルに振込

支払期限：6月13日（木）

※参加決定後、振込方法等の詳細を(株)留学ジャーナルよりメールでお知らせします。
振込後、そのメールに振込完了の旨を返信してください。



II. Burapha University（ブーラパー大学インターナショナルカレッジ）について

ブーラパー大学はタイ中部のチョンブリーに位置する国立大学です。Bangsaen Educational College として1955年に創立し、現在は学生数約40,000人、22学部を擁する総合大学です。

III. 政策創造学部の「在外社会科学研究」について

経済発展めざましい東南アジアにおいて、重要な位置を占めるタイ。そのタイの東部地域で、現在、経済開発のための国家プロジェクトが進められ、世界から注目を浴びています。そこで、本プログラムは、国家プロジェクト対象地域の中心大学である、国立ブーラパー大学インターナショナルカレッジで、現在進行中の経済開発プロジェクトについて英語で学び、東南アジアの経済開発の今を理解することを目的としています。本プログラムは、高度な外国語運用能力と社会科学の基礎的素養を有する2年次生以上が対象です。

IV. 研修内容について

1. 英語学習

テーマ：①Thai Tradition and Manners

②EEC(Eastern Economic Corridor) Policy

③Thai Policy and Economy

④Art Therapy

⑤The way of Life

⑥Community Management in Tourist Destination

⑦Buisness Presentation

Global café (昨年度のテーマ例)

- ① Discussion on Similarities and Differences of Thai and Japanese Food and Adaptation for creating new menu.
- ② Discussion on Similarities and Differences of Thai and Japanese Daily Life and culture shock for understanding and aware of.

2. 現地学生との交流

現地での授業や生活において、現地学生によるサポートがあります。

3. 事前・事後授業 (終了報告会) ※参加必須

プログラムをより充実した内容とするため、事前・事後授業 (終了報告会) を実施します。

- ・事前授業：2024年8月1日 (木) 3時限、4時限 (第1学舎5号館 E205教室)
- ・事後授業 (終了報告会)：2024年9月28日 (土) 2時限 (第1学舎5号館 E205教室)

4. 事前説明会 ※参加必須

- ・第1回事前説明会 (プログラムの説明)
2024年6月8日 (土) 2時限 (第1学舎5号館 E205教室)
- ・第2回事前説明会 (海外旅行保険説明会)
視聴期間 (オンデマンド配信)：2024年6月8日 (土) ~2024年6月23日 (日)
- ・第3回事前説明会 (メンタルヘルスセミナー、危機管理オリエンテーション)
2024年6月19日 (水) 18時00分~20時00分 ※オンライン
- ・第4回事前説明会 (到着後の案内、持ち物について、グループワーク)
2024年8月1日 (木) 2時限 (第1学舎5号館 E205教室)

5. 単位修得

研修を修了し、『研修報告書』を提出することで、展開科目「在外社会科学研究 (ブーラパー) 」(2単位) が認定されます。当修得単位は、卒業所要単位に算入されます。なお、当該年度の履修制限単位には含まれません。

※研修終了時、現地大学より修了証が授与されます。

V. 問い合わせ先について

<プログラム全体、単位認定、海外旅行保険について>

岩崎記念館 1階 政外オフィス (政策創造学部・ガバナンス研究科担当)

E-mail : policy@ml.kandai.jp TEL : 06-6368-1860

<申し込み、入金、航空機手配、申込後の各種手続きについて>

株留学ジャーナル 石塚

TEL : 06-4797-7821

参加申込にあたっての注意事項 ※必ず確認してください

- ・参加者の国籍によって査証が必要な場合があります。各自で申請してください。
参加費用に査証に関わる料金は含まれていません。査証が発給されない場合は参加できません。
その場合、プログラム費や渡航費等のキャンセル料が発生します。
- ・申込後、キャンセルは基本的に認めません。
参加について十分に考慮し、保証人の方とよく相談した上で申し込んでください。
プログラム申込後にキャンセルした場合、参加費全額返金の保証はできません。
申込後にキャンセルすると、研修参加人数減少による参加費用の増額に繋がり、他の参加者に大変迷惑がかかります。
- ・申込後のキャンセルやパスポートの紛失、疾病等による出発の遅れ、また、プログラム途中で帰国した場合などのキャンセル料および追加料金の手続きは、ブーラーパー大学や旅行会社の約款、キャンセルポリシーに準じて行います。
また、自己都合でなくとも、何らかの理由でプログラムがキャンセルとなった場合、キャンセル料はブーラーパー大学や旅行会社の約款、キャンセルポリシーに準じて行います（渡航先での受入体制や治安を含む）。
- ・参加費用は 2024 年 4 月現在の為替レートに基づき算出しています。為替レートや燃油サーチャージが大幅に変動した場合は予定額を変更します。
- ・プログラム期間中に、海外旅行包括保険適用外の予期せぬトラブルが発生した場合も、別途費用の追加徴収を行うことがあります。
- ・最少催行人数に満たない場合は不催行となります。また社会情勢により不開講となる場合があります。
- ・現地の事情などでプログラムの内容が変更になる場合があります。又、それに伴う追加費用が発生した場合には追加で請求する場合があります。
- ・渡航先の感染症をとりまく状況や治安等、予期せぬ事態によってプログラムを変更・中止・中断することがあります。
- ・参加希望者は健康診断の受診が必須です。4月に大学で実施の健康診断を未受診の場合は、大学指定医療機関（有料）で受診する必要があります。健康診断の詳細は保険管理センターに確認してください。
- ・事前授業、事後授業および事前説明会は、参加必須です。授業以外の理由での欠席を認めません。また、帰国後には研修報告書の提出が必須となります。

キャンセルポリシー

*標準旅行業約款受注型企画旅行契約の部

第16条（旅行者の解除権）別表第一（二 海外旅行に係る取消料）抜粋

旅行契約の取消日	取消料
ロ 旅行開始日の前日から起算して遡って三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
二 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

安全対策方針

外務省「危険情報」・「感染症危険情報」の目安と関西大学の基本方針

・外務省「危険情報」

目安	目安の詳細	大学の基本方針	
		渡航前 (2ヵ月前～)	渡航中
■危険レベル1 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 ※当該国(地域)への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるよう勧めるもの。	原則 「実施」する →注意喚起を行う。	原則 「継続」する →注意喚起を行う。
■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 ※当該国(地域)への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には、十分な安全措置を講じることを勧めるもの。	「中止・延期」 を検討する	「帰国」 を検討する
■危険レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。) ※当該国(地域)への渡航は、どのような目的であれ中止を勧めるもの。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがある。	「中止」 とする	「帰国」 とする
■危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。 ※当該国(地域)に滞在している全ての日本人に対して、滞在地から安全な国・地域への退避(日本への帰国も含む)を勧告するもの。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれる。	「中止」 とする	「即時帰国」 とする

・外務省「感染症危険情報」

目安	目安の詳細	大学の基本方針	
		渡航前 (2ヵ月前～)	渡航中
■危険レベル1 十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	原則 「実施」する →注意喚起を行う。	原則 「継続」する →注意喚起を行う。
■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。	「中止・延期」 を検討する	「帰国」 を検討する
■危険レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	「中止」 とする	「帰国」 とする
■危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	「中止」 とする	「即時帰国」 とする

誓約書

関西大学政策創造学部長 殿

私は、在外社会科学研究（以下、プログラムという。）に参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。なお、誓約書に反する行為を行った場合、プログラムが取消または短縮されることを了承いたします。

内容を遵守する場合、
☑をしてください。

- 1 プログラムの趣旨を十分理解し、事前・事後のオリエンテーション期間中も含めて学業に専念すること。
- 2 プログラムに係る手続き及びプログラム中の授業や生活など日常的課題に関する事項を、自己の責任において行うこと。トラブルが発生した場合、関西大学政策創造学部や研修先大学等と密に連絡を取って問題解決に努めること。
- 3 期日までに必要書類を提出しない、必要な手続きを行わない、事前説明会に参加しない等、派遣生としてふさわしくない素行上の不良が確認された場合、警告が与えられ、警告後も改善が見られない場合は、プログラムへの参加が認められない、または単位が認定されない場合があることを了承すること。
- 4 出発及び帰国の日程ならびに旅程については本学の指定に従うこと、また本学が指定した滞在先へ滞在すること。
- 5 プログラム期間中は団体行動を伴う場面が多いため、団体行動を乱す行為があった場合はやむを得ず途中帰国もありうることを理解すること。
- 6 渡航期間中は滞在国の法令、社会的マナーや文化・慣習、研修先大学の定める規則、指導教員・担当者等の指示に従い、かつ日本の法令や本学の学則等規程に反することのないよう、本学学生としての自覚と責任において行動すること。
- 7 本学のプログラム参加学生の安全対策として、外務省海外安全ホームページにて発表される「危険情報」・「感染症危険情報」の4つのカテゴリーおよび本学の催行判断基準に基づき対策を講じる。渡航先の治安状況等予期しない事態によって、プログラムが急遽中止または即時帰国となった場合、本学の指示に速やかに従うこと。
- 8 渡航期間中は体調管理を含め自らの故意または過失により生じさせた損害や事故について、各自がその責任を負うこと。
- 9 プログラム参加に際しては、出発日から帰国日まで本学指定の海外旅行包括保険および危機管理支援サービス（関大 TRS）へ加入すること。なお、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。

- 10 緊急時における安否確認対応のため、関西大学が加入する日本アイラック安心サポートデスクの「緊急時安否確認システム(プロ・ファイnder)」へ学生本人の渡航に関する個人情報を提供されることに同意すること。また有事の際には、同システムまたは本学からの安否確認連絡に速やかに対応すること。
- 11 渡航期間中に、疾病・事故等があった際、保険ではカバーできず追加費用（例えば、家族の現地への渡航費等）が発生する場合もあることについて事前に保証人の了解を得、その支払いについて学生本人及び保証人がその責任を負うこと。
- 12 自己都合でなくとも、何らかの理由で渡航前にプログラムがキャンセルとなった場合、キャンセルに係るすべての費用については自己負担となること。
- 13 支払完了後、やむを得ない理由で参加を辞退する場合や、パスポート紛失・疾病などで出発が遅れてしまった場合、また途中で帰国した場合の違約金・追加料金の手続きは、研修先大学のキャンセルポリシー及び旅行会社の約款に準じて行うこと。
- 14 渡航期間中は、車両（自動二輪車を含む）の運転を行わないこと。
- 15 渡航期間中に、プログラムで定める滞在先（滞在都市）以外に個人で旅行・滞在することは認められないこと。（研修先大学からの紹介や自身で追加するアクティビティも含む）
- 16 本学からの緊急連絡等のため、必ず連絡先を届け出ることとし、変更になった場合も、速やかにその旨を届け出ること。
- 17 既往症がある場合は、海外渡航において主治医から許可を得ていること。
- 18 既往症については、海外旅行包括保険の補償を受けられないことを理解すること。
- 19 日本の大麻取締法は、国外において大麻をみだりに、栽培したり、所持したり、譲り受けたり、譲り渡したりした場合などに罰する規定があるため、研修先国・地域の法令にかかわらず、日本の法令に従い大麻やその他ドラッグの使用をしないこと。使用が発覚した場合、プログラムが取り消され、即時帰国、懲戒の対象となること。

以上

年 月 日

学籍番号

学生署名

保証人は、上記事項を確認し、これを学生本人が遵守することを保証します。

保証人署名

【日本での緊急連絡先】 氏名：	※変更になった場合はすみやかにその旨を届けること (本人との続柄)	連絡先（携帯等）：
--------------------	--------------------------------------	-----------